

さいたま市監査委員告示第66号

さいたま市長から、別添のとおり平成30年度、令和元年度及び令和2年度の包括外部監査結果についての措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により告示する。

令和3年9月29日

さいたま市監査委員	大	内	美	幸
同	工	藤	道	弘
同	傳	田	ひろみ	
同	神	坂	達成	

包括外部監査の結果に基づく措置の状況（総括表）

（令和3年9月通知）

監査年度	特定の事件 （監査テーマ）	指摘・ 意見の別	対象	指摘事項等の件数	過去に措置状況を 通知した件数	今回措置状況を 通知する件数	対応中の件数
				A	B	C	A－B－C
令和元年度	産業振興政策に関する財務 事務の執行について	指摘事項	市長	13	12	1	0
			教育委員会	0	0	0	0
			計	13	12	1	0
		意見	市長	33	31	2	0
			教育委員会	0	0	0	0
			計	33	31	2	0

◆令和元年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：産業振興政策に関する財務事務の執行について

（令和3年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P21	意見	目標値の見直し について	<p>PDCAサイクルの観点から計画目標値を設定する際、事業の実施範囲の縮小が決定されているなどの例外的な場合を除いて、通常、過去の実績以上の値を設定することとなる。過去の事業実施結果から得られた課題を改善し、効果的、効率的な計画に基づき事業を実施すれば、自ずとよりよい実績が生まれると考えられるためである。言い換えれば、過去の実績を下回る計画目標値は、過去の事業実施結果から得られた課題を改善することなくとも通常達成可能なものといえる。</p> <p>このように改善（Action）なき計画（Plan）であると、実際にこれに基づき事業を実施しても、計画と結果との因果関係が明らかとはならず、事業を効率的かつ効果的に実施できたかどうか不明瞭にならない。そのため、今後取り組むべき課題も明らかにならず、改善のための行動にも結び付けることができない。そのため、過去の実績を下回る値の目標設定は、計画的、効果的かつ効率的な事業の実施という PDCAサイクルの観点を欠くものとなる。</p> <p>PDCAサイクルに基づく事業の実施のため、当初設定した計画目標値を早期に達成したのであれば、事業の維持ないしは更なる推進に向け、柔軟に計画目標値を見直し、これを実現するための取組内容を定めることを検討されたい。</p>	経済局 商工観光部 経済政策課		済 (令和2年9月)	意見に基づき、次期総合振興計画において、達成しやすさや現状の取組状況が継続すれば概ね達成されると思われる値から目標指標（成果指標）の検討を始めるのではなく、施策の目指す方向性を達成する上での目標指標（成果指標）を設定することとした。
P25	意見	目標指標の設定 について	<p>本事業の令和元年度の目標指標「課題解決社数65社」を達成することは中長期的には中小企業の経営安定につながると考えられるが、成果指標である「経営状況が安定している企業数（法人市民税法人税割額の納税義務者数）12,460社」との関係は乏しい。その要因として、成果指標が事業の内容と適合していない点が挙げられる。そのため、「課題を解決することにより業績が改善した会社の数」をアンケートで把握するなど、事業の内容に適合した成果指標を設定することが望ましい。</p>	経済局 商工観光部 経済政策課		済 (令和3年3月)	次期総合振興計画では、企業の生産性向上に資する支援を重点的に展開することとした。生産性向上に直結する目標を企業が立て、達成することは、業績の改善や利益の向上による経営の安定化に結び付くと考えられる。そのため、「支援実施時に設定した目標を達成した企業の割合」を新たな目標指標として位置づけた。

◆令和元年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：産業振興政策に関する財務事務の執行について

(令和3年9月 市長通知分)

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P28	意見	営業時間の設定 について	来場者のうち7割がイベント開催時に来ている状況であり、イベントを開催していないときの集客力をいかに高めていくかが今後の課題である。来場者について日別及び時間帯別の人数や属性を把握して、今後のまるまるひがしにほん（東日本連携センター）の運営や販売する商品の品揃えへ反映させることが望ましい。 また、イベントの有無にかかわらず都心から帰ってきたサラリーマン等が立ち寄ることが可能となるように9時間という暫定的な取り扱いにこだわることなく、営業時間を見直すことが望ましい。	経済局 商工観光部 経済政策課		済 (令和2年9月)	イベント未開催時の集客力向上のため、日別・時間帯別人数や売上を分析し、人気商品強化、客単価に沿った商品入荷を実施している。 日報や「お客様の声ノート」で強み弱みを分析し、自主企画に反映するとともに、宅配便サービス、リピーター獲得のための酒試飲回数券や公式LINEアカウント開設などの新サービスを実施し、コロナ禍でイベントが開催できない中約2,000人/日を集客している。 18時以降は集客が減る傾向があり、19時以降の営業を数回実施したものの、来館数が想定程伸長していない事もあり、営業時間見直しは状況を注視しながら慎重に検討する。
P30	意見	目標値の見直し について	PDCA サイクルの観点から計画目標値を設定する際、事業の実施範囲の縮小が決定されているなどの例外的な場合を除いて、通常、過去の実績以上の値を設定することとなる。過去の事業実施結果から得られた課題を改善し、効果的、効率的な計画に基づき事業を実施すれば、自ずとよりよい実績が生まれると考えられるためである。言い換えれば、過去の実績を下回る計画目標値は、過去の事業実施結果から得られた課題を改善することなくとも通常達成可能なものといえる。 このように改善（Action）なき計画（Plan）であると、実際にこれに基づき事業を実施しても、計画と結果との因果関係が明らかとはならず、事業を効率的かつ効果的に実施できたかどうか不明になる。そのため、今後取り組むべき課題も明らかにならず、改善のための行動にも結び付けることができない。そのため、過去の実績を下回る値の目標設定は、計画的、効果的かつ効率的な事業の実施という PDCA サイクルの観点を欠くものとなる。 PDCA サイクルに基づく事業の実施のため、当初設定した計画目標値を早期に達成したのであれば、事業の維持ないしは更なる推進に向け、柔軟に計画目標値を見直し、これを実現するための取組内容を定めることを検討されたい。	経済局 商工観光部 労働政策課		済 (令和2年9月)	意見に基づき、令和3年度から、目標値を事業参加者数から参加者満足度（90%以上）に変更することとした。

◆令和元年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：産業振興政策に関する財務事務の執行について

（令和3年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P31	意見	目標値の見直し について	<p>PDCAサイクルの観点から計画目標値を設定する際、事業の実施範囲の縮小が決定されているなどの例外的な場合を除いて、通常、過去の実績以上の値を設定することとなる。過去の事業実施結果から得られた課題を改善し、効果的、効率的な計画に基づき事業を実施すれば、自ずとよりよい実績が生まれると考えられるためである。言い換えれば、過去の実績を下回る計画目標値は、過去の事業実施結果から得られた課題を改善することなくとも通常達成可能なものといえる。</p> <p>このように改善（Action）なき計画（Plan）であると、実際にこれに基づき事業を実施しても、計画と結果との因果関係が明らかとはならず、事業を効率的かつ効果的に実施できたかどうか不明になる。そのため、今後取り組むべき課題も明らかにならず、改善のための行動にも結び付けることができない。そのため、過去の実績を下回る値の目標設定は、計画的、効果的かつ効率的な事業の実施というPDCAサイクルの観点を欠くものとなる。</p> <p>PDCAサイクルに基づく事業の実施のため、当初設定した計画目標値を早期に達成したのであれば、事業の維持ないしは更なる推進に向け、柔軟に計画目標値を見直し、これを実現するための取組内容を定めることを検討されたい。</p>	経済局 商工観光部 労働政策課		済 (令和2年9月)	意見に基づき、令和3年度から、目標値を事業参加者数から参加者満足度（90%以上）に変更することとした。
P46	意見	サービスセンターの在り方 について	<p>平成30年度のサービスセンターの会員数は、事業所数31カ所、会員数1,008人が入会しているが、退会が多く伸び悩んでいる状況にある。退会時のアンケートの結果からは、他サービスへの切り替えも多く、サービスメニューが競合する民間企業に比べ充実してないこともひとつの原因となっている。</p> <p>現在の規模で事業を継続してもサービス内容の改善を図りにくいのであれば、抜本的な改革が必要であり、その際には、事業を縮小し必要最低限のサービスを提供する方法とサービス内容を充実させ収入の増加を目指す方法が選択肢として考えらえる。</p> <p>事業を縮小する場合には、市として本当に支援が必要な従業員数の少ない企業を対象にし、必要最低限のサービス内容とすることで、補助金を削減しつつ自律的な運営を行うことが必要である。</p> <p>一方で、規模を拡大する場合には、他の市と連携を図り福利厚生サービスを行っている外部の民間企業を利用し、サービスメニューを充実させることにより加入者を増やしていくことが考えられる。今後のサービスセンターの在り方について検討されたい。</p>	経済局 商工観光部 労働政策課		済 (令和3年3月)	サービスメニューの充実や広報活動の強化等により会員数を増やし、収入増を目指すこととした。 また、民間企業の活用等も検討することとした。

◆令和元年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：産業振興政策に関する財務事務の執行について

（令和3年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P48	意見	サービスセンターの生活資金融資事業について	サービスセンターの生活資金融資事業の利用実績が4件と少ない。一方、サービスセンターの融資事業と類似の制度として市が行っている勤労者支援資金融資制度があることから、利用実績の少ないサービスセンターの融資事業は、市の制度の資金の用途を拡張して統合のうえ廃止するのが望ましい。	経済局 商工観光部 労働政策課		済 (令和3年3月)	サービスセンターの生活資金融資事業については、廃止に向けた検討を行う。 なお、サービスセンター事業との統合ではないが、市の融資については、より利用しやすいよう、融資内容を拡充する予定である。
P51	意見	適切な目標指標の設定について	本事業の成果指標項目として総合振興計画の「市内総生産（実質）」が設定されているが、目標指標の「産学連携マッチング件数」が増加したとしても、その後の成約にまで至らなければ市内総生産（実質）を上げることができない。そのため、マッチング件数を目標達成とするのではなく、マッチングから成約に至るまでをモニタリングするなどのフォローを行い、成約件数について目標指標として設定されることが望まれる。	経済局 商工観光部 産業展開推進課		済 (令和2年9月)	意見に基づき、次期総合振興計画策定においては、本事業の目標指標が貢献するよう、成果指標を国内外の販路拡大にむけた商談件数に変更することとした。
P53	意見	適切な目標指標の設定について	PDCAサイクルの観点から計画目標を設定する際、通常、成果指標項目の達成に繋がる目標を設定することとなる。過去の事業実施結果から得られた課題を改善し、効果的、効率的な計画に基づき事業を実施することで、よりよい実績を目指すためである。 本事業のように認定企業件数の維持や増加を追求しているわけではないにもかかわらず目標指標として設定しても当該目標を目指していないために、事業を効率的かつ効果的に実施できたかどうかや、今後取り組むべき課題は明らかにならず、改善のための行動にも結び付けることができない。 PDCAサイクルに基づく事業の実施のため、達成目標とすべき値を設定すべきである。現状において、事業の主眼がさいたま市リーディングエッジ企業の認知度向上であるならば、認知度向上の成否を判断できる指標を設定されることが望まれる。	経済局 商工観光部 産業展開推進課		済 (令和2年9月)	意見に基づき、次期総合振興計画策定においては、本事業の目標指標が貢献するよう、成果指標を国内外の販路拡大にむけた商談件数に変更することとした。
P56	意見	目標指標の設定について	現在の目標指標である「第2期行動計画に基づく個別企業に対する新規参入・事業拡大支援件数」は様々な取り組みを合算した件数となっているため、内容が不明瞭となっている。取り組み内容を明確に分け、目標指標として「医療ものづくりフォーラムの開催件数」や「展示会等への出展回数」等、市の施策との関係が分かり易いものを指標として設定されることが望まれる。	経済局 商工観光部 産業展開推進課		済 (令和2年9月)	意見に基づき、次期総合振興計画実施計画の策定にあたっては、施策の事業実績となる支援件数および商品化件数へ目標指標を変更することとした。

◆令和元年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：産業振興政策に関する財務事務の執行について

（令和3年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P57	意見	目標値の見直しについて	PDCAサイクルの観点から計画目標値を設定する際、事業の実施範囲の縮小が決定されているなどの例外的な場合を除いて、通常、過去の実績以上の値を設定することとなる。過去の事業実施結果から得られた課題を改善し、効果的、効率的な計画に基づき事業を実施すれば、自ずとよりよい実績が生まれると考えられるためである。言い換えれば、過去の実績を下回る計画目標値は、過去の事業実施結果から得られた課題を改善することなくとも通常達成可能なものといえる。 このように改善（Action）なき計画（Plan）であると、実際にこれに基づき事業を実施しても、計画と結果との因果関係が明らかとはならず、事業を効率的かつ効果的に実施できたかどうか不明になる。そのため、今後取り組むべき課題も明らかにならず、改善のための行動にも結び付けることができない。そのため、過去の実績を下回る値の目標設定は、計画的、効果的かつ効率的な事業の実施という PDCA サイクルの観点を欠くものとなる。 PDCAサイクルに基づく事業の実施のため、当初設定した計画目標値を早期に達成したのであれば、事業の維持ないしは更なる推進に向け、柔軟に計画目標値を見直し、これを実現するための取組内容を定めることを検討されたい。	経済局 商工観光部 産業展開推進課		済 (令和2年9月)	意見に基づき、次期総合振興計画策定においては、事業実績に則した前年度を上回る目標値を設定することとした。
P62	意見	事業内容に沿った目標指標の項目設定について	計画された取組内容の確実な実行を担保し、また実績を評価するためには、目標指標として計画された事業の内容に沿った項目を設定することが必要である。環境整備支援のみならず、活性化支援に関する指標の設定も検討されたい。	経済局 商工観光部 商業振興課		済 (令和2年9月)	意見に基づき、次期総合振興計画における目標指標として、活性化支援に関する目標指標を設定することとした。
P62	指摘	補助対象経費支払時に付与されたポイントの取扱いについて	補助対象経費の支払い時に付与されたポイントが小さく、補助金額の計算結果に影響しないとしても、要綱・要領への準拠性及び公平性の観点から、ポイントについて考慮して計算した過程を明記する必要がある。また、要綱・要領に準拠して審査していることを明らかにするため、審査書類上計算過程を明確にすることが望ましい。	財政局 財政部 財政課		済 (令和2年9月)	指摘事項に基づき、令和2年3月25日に補助金の交付に係る留意事項について通知を行った。

◆令和元年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：産業振興政策に関する財務事務の執行について

（令和3年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P62	指摘	補助対象経費支払時に付与されたポイントの取扱いについて	補助対象経費の支払い時に付与されたポイントが小さく、補助金額の計算結果に影響しないとしても、要綱・要領への準拠性及び公平性の観点から、ポイントについて考慮して計算した過程を明記する必要がある。 また、要綱・要領に準拠して審査していることを明らかにするため、審査書類上計算過程を明確にすることが望ましい。	経済局 商工観光部 商業振興課		済 (令和2年9月)	指摘事項に基づき、令和2年度から運用を変更し、ポイント分の計算過程を明記することとした。
P63	指摘	実施報告書に添付する領収書に係る要領の規定について	実績報告書に立替払いによる領収書が添付されている場合、商店会内部で承認されていたとしても、水増しによる不正請求の可能性があることから、補助金を支出する市としては、実際の業者からの領収書を確認する必要がある。 また、『さいたま市商店街活性化推進事業補助金交付要領』においては、実績報告に添付する書類として『補助対象経費にかかる領収書（証）の写し』とのみ規定されているが、立替払いをした場合には、実際の業者からの領収書の添付を求めることを明確にすることを検討されたい。	財政局 財政部 財政課		済 (令和2年9月)	指摘事項に基づき、令和2年3月25日に補助金の交付に係る留意事項について通知を行った。
P63	指摘	実施報告書に添付する領収書に係る要領の規定について	実績報告書に立替払いによる領収書が添付されている場合、商店会内部で承認されていたとしても、水増しによる不正請求の可能性があることから、補助金を支出する市としては、実際の業者からの領収書を確認する必要がある。 また、『さいたま市商店街活性化推進事業補助金交付要領』においては、実績報告に添付する書類として『補助対象経費にかかる領収書（証）の写し』とのみ規定されているが、立替払いをした場合には、実際の業者からの領収書の添付を求めることを明確にすることを検討されたい。	経済局 商工観光部 商業振興課		済 (令和2年9月)	指摘事項に基づき、令和2年4月1日にさいたま市商店街活性化推進事業補助金交付要領の改正を行い、領収書の取り扱いについて明記し、実際の業者からの領収書の添付を求めることとした。
P64	指摘	課税事業者の確認について	『さいたま市商店街活性化推進事業補助金交付要綱』第7条第3項の処理を確認するためには、商店会等申請者が消費税の課税事業者である商店会かどうかを確認する必要がある。例えば、申請書類に消費税の申告書を添付するようにする、もしくは、申請書類に課税事業者である旨のチェック欄を設け、課税事業者である申請者には、申請時にそのチェック欄にチェックを入れてもらうなどして、申請者が課税事業者であることを確認することが考えられる。	財政局 財政部 財政課		済 (令和2年9月)	指摘事項に基づき、令和2年3月25日に補助金の交付に係る留意事項について通知を行った。
P64	指摘	課税事業者の確認について	『さいたま市商店街活性化推進事業補助金交付要綱』第7条第3項の処理を確認するためには、商店会等申請者が消費税の課税事業者である商店会かどうかを確認する必要がある。例えば、申請書類に消費税の申告書を添付するようにする、もしくは、申請書類に課税事業者である旨のチェック欄を設け、課税事業者である申請者には、申請時にそのチェック欄にチェックを入れてもらうなどして、申請者が課税事業者であることを確認することが考えられる。	経済局 商工観光部 商業振興課		済 (令和2年9月)	指摘事項に基づき、令和2年4月1日にさいたま市商店街活性化推進事業補助金交付要綱の改正を行い、申請書への申告により申請者が課税事業者であることを確認することとした。

◆令和元年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：産業振興政策に関する財務事務の執行について

（令和3年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P66	意見	人材派遣費に関する規定の明確化	さいたま市商店街活性化推進事業補助金交付要綱の補助対象経費の別表に「2 委託料のうち、人材派遣委託については1 事業につき20万円を限度とする。」との記載がある。 当該規定が補助対象経費の別表に記載されているにもかかわらず、補助金額の上限であることが明示されていないため、申請者が人材派遣委託費用の補助対象経費の上限を80万円=補助金額20万円÷1/4)ではなく20万円であると誤認する可能性がある。 当該規定について、補助対象金額の上限と補助金額の上限をそれぞれ明示することが望まれる。講演料についても同様に補助対象金額の上限と補助金額の上限をそれぞれ明示することが望まれる。	経済局 商工観光部 商業振興課		済 (令和2年9月)	意見に基づき、令和2年4月1日にさいたま市商店街活性化推進事業補助金交付要綱の改正を行い、補助限度額の記載を明瞭な表現へ修正した。
P68	意見	観光体験型PR企画の民間団体への周知及び事業の目標指標の設定について	本事業の趣旨がモデルケースの実施であることを勘案すると、目標の設定に際しては、モデルケースとして観光体験型PR 企画が成功したか、民間の他団体が本企画を参考として観光体験型PRを企画・実施できるような周知活動をしたかという視点が必要と考えられる。したがって、本事業の目標指標を市の実施した企画の件数とするのではなく、例えば、スタンプラリー企画の参加者数を目標指標とする、あるいはモデルケースを周知するためのパンフレットの民間団体への配布や観光体験型PR 企画の策定にかかるセミナーの開催等モデルケースの周知活動の件数を目標指標とすることが望ましい。	経済局 商工観光部 観光国際課		済 (令和3年3月)	意見に基づき、次期総合振興計画の策定において、事業内容を本事業も含めた、より広義な観光誘客の促進とし、また目標指標も成果が測れる新たな指標を設定した。
P70	意見	適切な目標指標の設定について	目標指標の「MICE誘致に向けた市有施設の活用（収容人数100人以上）」については、優先予約基準の策定だけでは市有施設を活用していないので、優先予約基準策定をもって目標達成とするのではなく、次年度以降の当該施設におけるMICE の開催件数が増加しているかどうかをモニタリングするなどのフォローが必要である。 また、目標指標の「宿泊施設開業件数（客室数100室以上）」については、市の施策と宿泊施設開業件数との因果関係が不明確である。計画と結果の因果関係が明らかでないと、事業が効率的かつ効果的に実施できたかどうかや今後取り組むべき課題についても明らかにならず、改善のための行動に結びつけることができない。このように計画と結果の因果関係が不明確な目標設定は、PDCA サイクルの視点を欠いており見直しが必要である。さいたま市大宮盆栽美術館や埼玉スタジアム2002などのユニークメニューの開拓件数や既存施設との連携件数など市の施策との関係が分かり易い指標を設定することが望ましい。	経済局 商工観光部 観光国際課		済 (令和3年3月)	目標指標の「MICE誘致に向けた市有施設の活用（100人以上）」については、市有施設の所管課に対してMICEの開催状況について調査を行った。 意見に基づき、次期総合振興計画において、計画と結果の因果関係が明確となるよう目標指標を設定することとした。

◆令和元年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：産業振興政策に関する財務事務の執行について

（令和3年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P75	指摘	認定農業者の自己チェックの結果の未提出について	農業経営基盤強化促進法の基本要綱では、農業経営指標に基づく自己チェックを毎年行うこととし、その結果を少なくとも認定期間の中間年（3年目）及び最終年（5年目）に市町村へ提出することになっているが、市では、認定農業者に提出を求めているため提出を受けていない。自己チェックの結果は、認定農業者の所得改善のフォローを行うための重要な資料であり、また、基本要綱で認定農業者による作成、市への提出が義務付けられていることから、認定農業者に自己チェックの結果の提出を求め、受領することが必要である。	経済局 農業政策部 農業政策課		済 (令和2年9月)	指摘事項については、国の基本要綱の改正により、自己チェックシートの提出は不要となったが、認定農業者の経営改善のフォローアップについては、指摘事項の趣旨を踏まえ、専門家を活用した支援を行うこととした。
P76	意見	経営改善のために実施したフォローアップの文書化	経営改善計画の複数回申請しているにもかかわらず、市の目標としている560万円に達していない認定農業者が複数いること、認定農業者に対して3年目のフォローが十分に行われていない可能性があること、3年目でフォローアップした認定農業者の5年目のフォローアップや5年目の経営改善計画の進捗状況、未達成の場合の要因及び改善事項などが確認できない状況は、PDCAサイクルのうち、特に評価（Check）、改善（Action）の観点から課題がある。 したがって、例えば、フォローアップする認定農業者は自己チェックの結果にもとづいて選定し、認定後3年目では経営改善計画の進捗状況を把握し、進捗状況がよくない場合はその理由の把握と改善のための支援を行い、5年目では再度経営改善計画の進捗状況を把握し、3年目で支援した結果を評価し、次の更新時の経営改善計画でさらなる改善のための支援を行うこと、またこれらを実施するために、経営改善のために実施したフォローアップを文書として記録しておくことが望まれる。	経済局 農業政策部 農業政策課		済 (令和2年9月)	意見については、国の基本要綱の改正により、自己チェックシートの提出は不要となったが、認定農業者の経営改善のフォローアップについては、指摘事項の趣旨を踏まえ、専門家を活用した支援を行うこととした。

◆令和元年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：産業振興政策に関する財務事務の執行について

（令和3年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P79	意見	適切な目標指標の設定について	<p>PDCAサイクルの観点から計画目標を設定する際、通常、過去の事業実施結果から得られた課題を改善し、効果的、効率的な計画に基づき事業を実施することでよりよい実績を目指すものであると考えられる。</p> <p>しかし、本事業の「特別栽培農産物数」については埼玉県が認証を行っており、さいたま市が管理できるものではない。そのため、計画と結果との因果関係が不明確であり、事業を効率的かつ効果的に実施できたかどうかや今後取り組むべき課題は明らかにならず、改善のための行動にも結び付けることができない。</p> <p>市は「農情報ガイドブック配布部数」については成果指標である「市内産農産物を買いたいと思う市民の割合」に最も影響を与える指標であると認識していることから、令和元年度の目標配布部数を平成30年度の配布部数から約2倍に増やしている。</p> <p>しかし、農情報ガイドブック配布部数を増加させたとしても、それが「市内産農産物を買いたいと思う市民の割合」にどのような影響を与えたかが現状では把握できない状況となっている。</p> <p>効率的かつ効果的なPDCA サイクルに基づく事業の実施のため、農情報ガイドブックに掲載された施設や直売所にアンケートを行い、農情報ガイドブック掲載による効果の有無についての割合を目標指標とすることも考えられる。また、そのアンケート結果から得られた課題を今後の農情報ガイドブック作成に生かしていくことが望ましい。</p>	経済局 農業政策部 農業政策課		済 (令和2年9月)	<p>意見に基づき、次期総合振興計画の策定にあたっては、成果指標と目標指標の関係を整理し、事業の実施により得られる結果として、「地場産農産物コーナーの設置率」や「地場産農産物の加工品販売店舗数」を目標指標として設定することとした。</p> <p>また、意見の趣旨を踏まえ、農産物等のPRIに活用する農情報ガイドブックの作成にあたっては、掲載者に意見を伺い、ガイドブックの作成に反映させることとした。</p>
P84	意見	認知度調査について	<p>ブランド化について、地産地消をめざすのであれば、成果指標として、さいたま市民のブランドの認知度を設定し、認知度を高めるための施策やさいたま市民に対して認知度調査を行うべきである。</p> <p>また、認知度調査を行う際には、地域的な偏りが生じないように行うべきである。</p> <p>さらに、販路拡大や観光面への活用などを進めるためには、市外の消費者にも購入してもらえるように東京を含め関東圏の認知度を高めたり、より広域での認知度の向上を目指すことも考えられる。そのためには、市外の人たちにもアピールできているか認知度調査を行い、千葉の落花生、深谷のねぎ、鎌倉野菜のように広域地域で認知されるような取組を検討されたい。</p>	経済局 農業政策部 農業政策課		済 (令和2年9月)	<p>意見に基づき、次回、認知度調査を実施する場合には、地域的な偏りに配慮するなど、意見の趣旨を踏まえ、対応することとした。</p> <p>また、本市の農産物ブランド化の推進にあたっては、地産地消の日を定め、効果的なPRを行っていくこととした。</p>
P85	意見	供給体制の構築	<p>紅赤は生産量が多くないにもかかわらず、ブランド化しようとしているが、ブランド化に成功し、消費量が増えた場合、増産に対する支援施策が明確でないため必要な供給量を確保できない可能性がある。</p> <p>ブランド化を進めるにあたっては、ブランド化による将来需要の増加を予測し、需要に対応できる供給体制を構築すべきである。</p>	経済局 農業政策部 農業政策課		済 (令和2年9月)	<p>意見に基づき、需要に対応できる供給体制構築のため、生産者団体と定期的に協議を行っていくこととした。</p> <p>また、具体的な供給体制の確立にあたっては、既存の生産者団体への補助金交付等を通じて、支援を行うこととした。</p>

◆令和元年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：産業振興政策に関する財務事務の執行について

（令和3年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P88	意見	独自の目標指標の設定について	本事業の目標指標は総合振興計画における環境未来都市推進事業の目標指標がそのまま利用されているため、産業振興ビジョンが取り組む地域産業の振興という方向性に合致しない目標になっている。そのため、本事業が産業振興にどのように貢献しているのかについて測定することができず、事業を効率的かつ効果的に実施できたかどうかも明らかにならない。そのため、今後取り組むべき課題も明らかにならず、改善のための行動にも結びつけることができない。上記のようなPDCA サイクルに基づく事業の実施が可能になるように、産業振興ビジョンとしての目標指標、例えば、総合特区事業に関わっている市内企業への助成・支援件数などの指標を設定することが望ましい。	都市戦略本部 未来都市推進部		済 (令和2年9月)	意見を踏まえ、令和2年3月末で総合特区計画期間が終了するため、当該事業について整理を行い、次期総合振興計画及びその他計画において削除することとした。
P93	意見	観光事業に対する取り組みについて	事業計画における重点的な取組事項の中で「外客誘致による地域経済への波及」とあるが、主要な事業である観光事業ではお祭りなどの市民のコミュニティ的なイベントを開催することが活動の大半を占めており、対外的な誘致活動に十分取り組めていない状況にある。対外的な誘致やインバウンドなど観光国際協会として本来注力すべき業務に経営資源を配分することが望ましい。また、イベントを行うことによって外部からどれだけの人が呼べているかについての調査や分析を踏まえて、事業を行うことが望ましい。	経済局 商工観光部 観光国際課		済 (令和3年3月)	意見に基づき、イベント等について分析・検証を行うとともに、令和2年度から関係団体などと事業の在り方について協議を実施した。 今後も継続して事業の在り方について協議を実施していく。
P93	意見	助成に係る書類の確認について	他団体主催のイベントへ助成する際には、市の規則に準じた管理をすることが望ましい。他団体主催のイベントへ助成する際には、収支決算書の徴求のみではなく、実績報告に添付する書類として助成対象経費に掛かる領収書（証）の写しを求め、支払の妥当性を検討することが望まれる。	都市戦略本部 行財政改革推進部		済 (令和2年9月)	意見に基づき、令和2年3月11日付けで、外郭団体所管課を通じ、本市の全外郭団体（15団体）へ対応依頼（通知）を行った。
P93	意見	助成に係る書類の確認について	他団体主催のイベントへ助成する際には、市の規則に準じた管理をすることが望ましい。他団体主催のイベントへ助成する際には、収支決算書の徴求のみではなく、実績報告に添付する書類として助成対象経費に掛かる領収書（証）の写しを求め、支払の妥当性を検討することが望まれる。	経済局 商工観光部 観光国際課		済 (令和2年9月)	意見に基づき、助成団体に対して支払い状況がわかる領収書等の写しの提出を義務づけるため、令和2年度中に要綱改正を行うこととした。
P94	意見	受託費に関する手続の整備について	商工会議所や商店街等で組織された実行委員会により独立採算を前提にしてイベントを行っているため、受託費の算定根拠がない現在の状況は、団体によって扱いが不公平となっている可能性がある。受託費の算定根拠を整備し、支払いを免除する場合の基準や手続を定めることを検討されたい。	経済局 商工観光部 観光国際課		済 (令和3年3月)	意見に基づき、令和2年度から受託費の算定根拠について他都市の事例などを踏まえ調査を実施した。 引き続き、他都市の事例などを踏まえ調査・研究を実施し、必要に応じて基準の見直しなどを検討していく。

◆令和元年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：産業振興政策に関する財務事務の執行について

（令和3年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P96	意見	予算管理について	概要における決算状況並びに物品販売事業及び会員サービス事業において、平成30年度以前の実績と令和元年度予算との間で大きな増減が生じているように見える。しかし、そのように見える本当の理由は、従来から予算と実績が乖離した状況が続いていたためである。本来であれば、協会は策定された予算に従って運営され、その年度における運営の結果である決算と予算を対比して改善点を洗い出し、それを踏まえて次年度以降の予算を策定することにより、より良い協会運営を実現できると考える。予算を意識した運営及び決算を踏まえた予算策定を行うことを検討されたい。	都市戦略本部 行財政改革推進部		済 (令和2年9月)	意見に基づき、令和2年3月11日付けで、外郭団体所管課を通じ、本市の全外郭団体（15団体）へ対応依頼（通知）を行った。
P96	意見	予算管理について	概要における決算状況並びに物品販売事業及び会員サービス事業において、平成30年度以前の実績と令和元年度予算との間で大きな増減が生じているように見える。しかし、そのように見える本当の理由は、従来から予算と実績が乖離した状況が続いていたためである。本来であれば、協会は策定された予算に従って運営され、その年度における運営の結果である決算と予算を対比して改善点を洗い出し、それを踏まえて次年度以降の予算を策定することにより、より良い協会運営を実現できると考える。予算を意識した運営及び決算を踏まえた予算策定を行うことを検討されたい。	経済局 商工観光部 観光国際課		済 (令和2年9月)	意見に基づき、令和2年度予算より決算を踏まえた予算編成を行った。
P96	意見	収益事業の損益改善について	概要における決算状況のとおり、当期経常増減額は、平成28年度実績が△3,322千円、平成29年度実績が△3,130千円、平成30年度実績が8,066千円及び令和元年度予算が△29,288千円である。赤字決算により、協会の正味財産が継続して減少している状況にある。この状況が続くようであると、協会が将来にわたって事業活動を継続することが危ぶまれる状況に陥ることになる。早期に収益事業の損益改善策について抜本的な対策を検討されたい。	経済局 商工観光部 観光国際課		済 (令和3年3月)	意見に基づき、収益事業の損益改善については、事務所移転を契機とした販売収入を増加させる取組を令和3年度から実施していくこととした。
P96	意見	事業の継続性について	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第6号において、その行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであることと定められている。換言すれば、公益目的事業は黒字にならなければならないことであるが、法人全体として赤字が累積していくと組織の存続自体が危ぶまれることになるため、本来は収益事業等の黒字で公益目的事業の赤字を補填することが期待されていると考えられる。しかし、協会における収益事業等は赤字が常態化していることから、収益事業等を継続すべきかどうか検討されたい。	経済局 商工観光部 観光国際課		済 (令和3年3月)	意見に基づき、収益事業の損益改善については、事務所移転を契機とした販売収入を増加させる取組を令和3年度から実施していくこととした。

◆令和元年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：産業振興政策に関する財務事務の執行について

（令和3年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P97	意見	長期滞留品について	グッズ（2015年さいたまクリテリウムの際に作成）に係るイベント開催年から4年以上経過しており、今後も販売の見込みがないことから、滞留在庫として処分することを検討すべきである。また、棚卸資産の管理を円滑に行うために、会計規則に長期滞留品の処理に関する定めを設けることを検討されたい。	経済局 商工観光部 観光国際課		済 (令和3年3月)	意見に基づき、グッズについては、令和3年度中に滞留在庫として処分することとした。 また、実地棚卸を実施する際に商品の状態を把握し、棚卸資産の適切な管理を徹底していくこととした。
P98	指摘	固定資産の計上について	固定資産の計上基準を含む会計方針についてはみだりに変更せずに継続的に適用されることが求められている。会計規則に基づいて、取得価額20万円以上の資産について固定資産へ計上される必要がある。5点（応接セット、デジタル一眼レフカメラ用レンズ×3、デジタル一眼レフカメラ）については、いずれも20万円未満であるため、備品台帳に登録して管理する必要がある。	経済局 商工観光部 観光国際課		済 (令和2年9月)	指摘事項については、会計規則に基づき、令和元年10月25日に固定資産台帳及び備品台帳の修正を行った。 今後は、会計規則に基づき適切な管理を徹底することとした。
P99	指摘	備品票の張り付けについて	備品台帳に登録されている備品（備品番号3-127_スチール棚）について、監査の際に現物の存在を確認できなかった。これは、会計規則第24条第3項で定められている物品票の張り付けが徹底されていなかったことにより生じたものである。 備品には、会計規則に基づいて、備品票を張り付けることで備品台帳上の記載と現物を紐づけることは備品を管理する上で重要な手段であるので、適切に運用するよう徹底されたい。	経済局 商工観光部 観光国際課		済 (令和2年9月)	指摘事項については、令和元年9月30日に備品台帳と備品シールの記載を一致させた。 今後は、会計規則に基づき適切な管理を徹底することとした。
P99	指摘	備品の廃棄漏れについて	備品台帳上は廃棄された旨が記載されている一方で、現物は廃棄されておらず、備品台帳と現物資産との間で不整合が生じているものがあった。備品廃棄の事実に基づいて備品台帳の登録から除却をする必要があるため運用の徹底をされたい。	経済局 商工観光部 観光国際課		済 (令和2年9月)	指摘事項については、令和元年9月30日に現物廃棄を行った。 今後は、会計規則に基づき適切な管理を徹底することとした。
P99	意見	会計規則における備品の廃棄処理の記載について	備品の廃棄漏れが生じた一因として、会計規則上で備品の廃棄や現物実査に関して定めていない点が考えられる。廃棄や現物実査のルールを検討のうえ、会計規則に備品の廃棄や現物実査に関する定めを設けることを検討されたい。	都市戦略本部 行財政改革推進部		済 (令和2年9月)	意見に基づき、令和2年3月11日付けで、外郭団体所管課を通じ、本市の全外郭団体（15団体）へ対応依頼（通知）を行った。
P99	意見	会計規則における備品の廃棄処理の記載について	備品の廃棄漏れが生じた一因として、会計規則上で備品の廃棄や現物実査に関して定めていない点が考えられる。廃棄や現物実査のルールを検討のうえ、会計規則に備品の廃棄や現物実査に関する定めを設けることを検討されたい。	経済局 商工観光部 観光国際課		済 (令和3年3月)	意見に基づき、令和2年度中に会計規則を改定し、備品の廃棄や現物実査の方法を規定することとした。
P105	意見	窓口相談業務の周知方法について	相談件数が少ない要因として認知度が低いことが考えられる。財団の業務について、新聞広告などのメディアやSNSなどのコンテンツの活用、金融機関担当者への説明など行い周知の方法を工夫するなどし、認知度を高めることが望まれる。	経済局 商工観光部 経済政策課		済 (令和2年9月)	意見に基づき、窓口相談業務の認知度向上のため、令和2年度から市が実施するアンケートに財団の案内を記載することとした。

◆令和元年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：産業振興政策に関する財務事務の執行について

（令和3年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P105	意見	窓口の設置場所 及び常設の要否 について	財団はJR埼京線の与野本町駅から徒歩約7分の閑静な住宅地であり、事業所の集積している箇所とは離れているので、相談に赴く利便性が低いことも相談件数が少ない要因と考えられる。そのため、相談件数の増加を目的として、大宮区役所、浦和区役所など利便性の高いところで窓口相談事業を行うことや相談場所を複数にすることも考えられる。一方で、相談件数が少ない状況が続くのであれば、経費節減を図るために中小企業診断士による相談日数を減らすことも検討すべきである。	経済局 商工観光部 経済政策課		済 (令和2年9月)	意見に基づき、これまでも実施してきた10区役所での出張相談に加え、令和2年度からはリモート形式でのオンライン相談を開始した。診断士による相談日数の削減については、毎日いつでも相談できる環境であることが重要であるため、措置を講じないことが適当と考え、現状のとおりとし、今後については、状況に応じ、意見の対応についても検討していくこととした。
P107	指摘	受託料（管理費分）の按分について	市から受託している新産業育成支援事業の管理費分12,614千円、中小企業資金融資事業の管理費分1,756千円及び幼稚園魅力発信支援事業の管理費分390千円について、公益目的事業会計の勤労者福利厚生事業と収益事業等会計の勤労者給付金支給事業にも計上している。 市から受託している3つの事業は公益目的事業会計の中小企業・創業支援事業を対象としており、管理費分は一般管理費として使用するために財団に支払うものであるため、管理費分は、中小企業・創業支援事業の会計区分と管理費が計上されている法人会計の区分にのみ計上すべきであり、勤労者福利厚生事業と勤労者給付金支給事業には按分すべきではない。	経済局 商工観光部 経済政策課		済 (令和2年9月)	指摘に基づき、令和元年度決算より正味財産増減計算書の記載方法について見直しを行い、管理費は中小企業・創業支援事業会計及び法人会計にのみ計上した。
P108	指摘	補助金（管理費分）の按分について	市から補助を受けている中小企業支援センター補助金の管理費分58,715千円について、公益目的事業会計の中小企業・創業支援事業と法人会計のほか、公益目的事業会計の勤労者福利厚生事業と収益事業等会計の勤労者給付金支給事業にも計上している。 市から受託している補助金は委託費と同様に公益目的事業会計の中小企業・創業支援事業を対象としており、管理費分は一般管理費として使用するために財団に支払うものであるため、管理費分は、中小企業・創業支援事業の会計区分と管理費が計上されている法人会計の区分にのみ計上すべきであり、勤労者福利厚生事業と勤労者給付金支給事業には按分すべきではない。	経済局 商工観光部 経済政策課		済 (令和2年9月)	指摘に基づき、令和元年度決算より正味財産増減計算書の記載方法について見直しを行い、管理費は中小企業・創業支援事業会計及び法人会計にのみ計上した。

◆令和元年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：産業振興政策に関する財務事務の執行について

(令和3年9月 市長通知分)

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P110	意見	一般管理費の算 定根拠の明確化	委託費や補助金の一般管理費については、財団の設立当初に経済産業省の委託業務の一般管理費を参考にし、一般管理費率は事業費と人件費の合計の8%と設定されているが、予算要求時の見積書において項目や計算を行っているのみで、その範囲、金額の算定根拠は規程などで明文化されていない。 財団が見積を適切に行い、市が見積内容を適切に判断するために、一般管理費の範囲、金額の算定根拠を明文化すべきである。	経済局 商工観光部 経済政策課		済 (令和2年9月)	委託費については、仕様に基づき一般管理費を含めて見積作成者が算出するものであり、意見にある措置を講じないことが適当と考え、現状のとおりとする。 また、補助金の管理費については、「他団体からの補助金その他特定の財源を差し引いた額」を補助対象としており、財団運営に必要となる経費であることから、現状のとおりとする。
P110	意見	一般管理費率の 見直し	経済産業省委託事業マニュアルにもとづいて、平成27年度から平成30年度の一般管理費率を計算したところ平成27年度は8%未満であるが、平成28年度以降は9%を超えているため、当初設定した一般管理費率8%を見直すことが望まれる。	経済局 商工観光部 経済政策課	○	済 (令和3年9月)	令和4年度予算要求時から一般管理費について、実態に応じた積算を行っていくこととした。
P113	指摘	入会金及び会費 の按分比率につ いて	財団は、入会金及び会費は毎事業年度における合計額の40%以上を当該事業年度の公益目的事業に使用するという規定を根拠に勤労者福利厚生事業に50%、勤労者給付支給事業に50%を計上する会計処理をしている。 しかし、この按分比率で算定された入会金及び会費と事業費の発生状況との乖離は大きいことから、40%以上であれば財団が自由に按分率を設定してよいというのがこの規定の趣旨であるとは考えにくい。 入会金及び会費とも勤労者福祉事業補助金の対象となる事業の費用に使用するものであるため、いずれも事業の規模に応じて按分することが実態に適した処理となると考えられる。 したがって、入会金及び会費の勤労者福利厚生事業と勤労者給付金支給事業の按分比率は、勤労者福利厚生事業と勤労者給付金支給事業の費用の実績等を基礎として決定することが必要である。	経済局 商工観光部 経済政策課	○	済 (令和3年9月)	令和2年度決算より経常費用の各会計の割合に応じて入会金及び会費の合計額を按分することとした。
P114	意見	入会金及び会費 の按分根拠の文 書化及び按分比 率の定期的な見 直しについて	規程では、「入会金及び会費は、毎事業年度における合計額の40%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。」との定めはあるが、公益目的事業会計の勤労者福利厚生事業に50%、収益事業等会計の勤労者給付金支給事業に50%を按分する根拠はなかった。そのため、公益目的事業に使用する割合について合理的な算定方法を設定することが望まれる。 また、勤労者福利厚生事業と勤労者給付金支給事業の費用の割合が平成30年度には8:1となっており、勤労者福利厚生事業に50%を按分することが合理的とは言えない状況となっている。そのため、勤労者福利厚生事業と勤労者給付金支給事業の入会金及び会費の割合も定期的に見直しを行うことが望まれる。	経済局 商工観光部 経済政策課	○	済 (令和3年9月)	「経常費用の各会計の割合に応じて入会金及び会費の合計額を按分することとする」ことで合理的な算定方法とし、定期的に見直しを行うこととした。

◆令和元年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：産業振興政策に関する財務事務の執行について

（令和3年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P116	指摘	固定資産管理シールの貼付漏れについて	財団事務所に保管されているサイドテーブル1台及び顧客管理データベース1個に関して固定資産管理シールの貼付漏れが発見された。固定資産台帳に登録した固定資産には固定資産管理シールを貼付する必要がある。なお、固定資産本体に固定資産管理シールを貼付することが難しい場合には、貼付できなかったシールをまとめ、事務で保管しておくべきである。	経済局 商工観光部 経済政策課		済 (令和2年9月)	指摘事項については、令和元年9月30日にサイドテーブル2台及び顧客管理データベースに固定資産管理シールを貼付した。 今後も固定資産台帳に登録を実施する際には、固定資産へ固定資産管理シールの貼付を徹底することで、適切な固定資産の監理に努める。
P116	指摘	固定資産台帳の記載内容について	固定資産台帳の記載内容に関して複数の資産を一式という形で登録を行っているものが発見された。複数の固定資産について一式で登録すると、固定資産の実査の際に同一物認定が困難になることや固定資産の除却の際に適正な除却損の金額の算定ができなくなるなどの問題が生じる。そのため、固定資産に関する資産名称や数量については、一式で登録せずに個別に登録する必要がある。	経済局 商工観光部 経済政策課		済 (令和2年9月)	今年度取得したリース資産について、内訳（数量）を記載した。 今後も単価の把握できる資産については個別に登録し、単価の把握できない資産については内訳を記載することとした。
P117	指摘	固定資産の貸出時における借用書等の受領について	企業に貸出している機械及び装置1台、什器備品2式に関して貸出時に借用書等の受領が行われていなかった。固定資産管理責任者は固定資産を貸し出す際に、借用書等を交わす必要がある。	経済局 商工観光部 経済政策課		済 (令和2年9月)	指摘事項に関しては、貸出時に覚書を交わしている。 今後も固定資産の貸出を実施する際には、相手方と覚書の締結を行い、適切な固定資産の監理に努める。